

平成28年第2回尾鷲市議会臨時会会議録

平成28年4月11日（月曜日）

---

○議事日程（第1号）

平成28年4月11日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第46号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第47号 平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について  
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 5 議案第46号 尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第47号 平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について  
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 真井紀夫 議員  | 2番 内山鉄芳 議員  |
| 3番 中平隆夫 議員  | 4番 田中勲 議員   |
| 5番 小川公明 議員  | 6番 濱中佳芳子 議員 |
| 7番 三鬼和昭 議員  | 8番 南靖久 議員   |
| 9番 榎本隆吉 議員  | 10番 高村泰徳 議員 |
| 11番 奥田尚佳 議員 | 12番 三鬼孝之 議員 |
| 13番 村田幸隆 議員 |             |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	岩	田	昭	人	君
副	市	林		幸	喜	君
会	計	北	村	琢	磨	君
管	理	大	和	勝	浩	君
者	兼	下	村	新	吾	君
出	納	宇	利		崇	君
室	長	神	保		崇	君
市	長	吉	沢	道	夫	君
公	室	濱	田	一	志	君
長		三	鬼		望	君
総	務	竹	平	專	作	君
課	長	野	地	敬	史	君
財	政	内	山	真	杉	君
課	長	上	村		告	君
防	災	尾	上	廣	宣	君
危	機	内	山	洋	輔	君
管	理	平	山		始	君
室	長	森	下	龍	美	君
税	務	二	村	直	司	君
課	長	佐	野	憲	司	君
長		芝	山	有	朋	君
市	民	山	本		樹	君
サ	ー	千	種	伯	行	君
ビ	ス	仲		浩	紀	君
課	長					
福	祉					
保	健					
課	長					
環	境					
課	長					
水	産					
商	工					
食	の					
ま	ち					
課	長					
木	の					
ま	ち					
推	進					
課	長					
建	設					
課	長					
水	道					
部	長					
尾	鷲					
総	合					
病	院					
事	務					
長						
尾	鷲					
総	合					
病	院					
総	務					
課	長					
兼	医					
事	務					
課	長					
教	育					
委	員					
長						
教	育					
長						
教	育					
委	員					
会	教					
育	総					
務	課					
長						
教	育					
委	員					
会	生					
涯	学					
習	課					
長						
教	育					
委	員					
会	学					
校	教					
育	担					
担	当					
調	整					
監						
監	査					
委	員					
事	務					
局	長					

○議会事務局職員出席者

事	務	局	長	内	山	雅	善
事	務	局	次	高	芝		豊
長	兼	議	事	松	永	佳	久
・	調	査	係				
長							
議	事	・	調				
査	係	書	記				

〔開会 午前10時00分〕

議長（村田幸隆議員） これより平成28年第2回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） おはようございます。

議員の皆様には、大変お忙しい中、平成28年第2回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会には、「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」及び「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の議案2件を提出させていただきました。何とぞよろしく御審議をいただき、御承認を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番、田中勲議員、5番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第46号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の

一部改正について」から日程第4、議案第47号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」までの計2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） それでは、今回提案しております議案第46号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」及び議案第47号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の2議案につきまして御説明いたします。

まず、議案書の1ページをごらんください。

議案第46号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」につきましては、第1回定例会に上程させていただいた案件であります。その際、議員の皆様から、一律10%の引き下げの根拠が不明確である点、価格の単位に銭という単位は不適當であるという指摘や、市民の減量意識の低下が懸念される状況もあることから、さらなるごみ減量に有効な手法の検討や市民に対する啓発を行い、このことが後年の税負担の軽減につながるという説明が必要であるなどの御意見があり、同議案は否決されております。

さらに、議案が否決となった場合は、速やかに対応策を検討し、ごみ袋引き下げによる市民負担の軽減が6月からスタートできるように求めるとの意見もいただいております。

指定ごみ袋制度導入後における市の収集可燃ごみ量につきましては、市民の皆様のご協力により、この3年間で20%以上の削減が維持されており、ごみ減量意識が定着してきております。このことから、廃棄物減量等推進審議会の意見を尊重しつつ、議員の皆様のご意見も踏まえ、早期に市民負担の軽減を実施いたしたく、指定ごみ袋の料金の引き下げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

また、引き下げ後も、市の収集可燃ごみ量の推移を注視するとともに、ごみ減量施策につきましても、ワンセグ等を活用した分別方法の周知徹底など、さらなる啓発活動を行うとともに、資源物常設ステーションの設置など、新たなごみ減量施策に取り組んでまいります。

次に、3ページの議案第47号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第1

号)の議決について」につきまして御説明いたします。

お手元に配付の平成28年度尾鷲市一般会計補正予算書(第1号)及び予算説明書をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ40万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億946万1,000円とするものであります。

3ページをごらんください。

歳入について御説明いたします。

12款使用料及び手数料、2項手数料134万9,000円の減額は、尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正による一般廃棄物処理等手数料の減額改定に伴う収入見込みの減によるものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金175万3,000円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページをごらんください。

4款衛生費、2項清掃費40万4,000円の増額は、条例改正による一般廃棄物処理等手数料の減額改定により生ずる指定ごみ袋取り扱いの在庫分に対する返還金であります。

以上をもちまして、議案第46号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」及び議案第47号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」の御説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(村田幸隆議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

最初に、7番、三鬼和昭議員。

7番(三鬼和昭議員) 議案第46号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、質疑させていただきます。

今回、最初に10%というか、均一的な値下げを提案され、そして、議員提案からもありましたけれども、そういった紆余曲折の中で、改めて今回この条例が再度提案されたわけですが、10円を8円に、15円を12円に、30円を25円に、45円を38円にという袋の種類によって値下げされた部分について、も

う少し、こういった形からこの数字としたという根拠について御説明願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） ただいまの三鬼和昭議員の御質疑にお答えさせていただきたいと思います。

今回の指定ごみ袋の料金の減額改定に当たりましては、廃棄物減量等推進審議会の御意見も尊重させていただきまして、また、議員の皆様様の御意見も踏まえた上で、まず、1人世帯や高齢者の方につきましては、ふだんの生活においてごみを出す量も少ないことから、小さい袋ほど負担軽減の割合を大きくさせていただいております。10%から仮に2円ということであれば、当然、1円、2円の差ですので、その辺があるんですが、10リットルは2円、15リットルは3円の値下げとさせていただいております。

また、1人当たりのごみ量が若干前年度より増加していることとか、また、廃棄物の減量等の推進審議会の答申においても、指定ごみ袋の料金を10%程度値下げすることの御意見も踏まえまして、それを考慮した中で、一律の値下げとはなっておりませんが、30リットルについては5円の値下げ、45リットルは7円の値下げとさせていただいております。

また、30リットルと45リットルの値下げの幅につきましては、料金の公平性を考慮した中で、10リットル及び15リットルの指定ごみ袋の料金とそれほど大きな差異が生じないように考慮しているところであります。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 私自体も時々、ごみを出したりとか、分別したプラスチックであるとか、そういったようなものを出したりする経験というのか、日常を見ておって、私どものまちには高齢者の方が多いということで、普通のごみを出すときには小さい袋のほうが多いということがあったりとか、若い人の意見をお伺いすると、小さい袋を使っておるほどごみを減量化というのか、先ほどの説明もありましたように、高齢化もあるということであるのと、反面、私どもも時々大きい袋をというのか、時々というのか、ほとんど大きい袋を使うわけなんですけど、私自身もそうですし、若い人にも聞くと、ごみを出すので大きい袋が、これだけの費用は、もともとの値段を含めてかかっても仕方がないと、ごみ処理していただくこと自体ありがたいことなのでということも聞くことから、質疑ですのであれですけど、私的には小さい袋が、高齢者の方であるとか、よりごみの減量化に

努めてくれておるところもあるということで、小さい袋は限りなく製造原価に近い金額でも構わないだろうと。

そして、そういった反面、もう一ランク、1段階というのか、ごみを減量さすという意味では、大きい袋についてはそんなに値下げしなくてもいいのではないかという個人的な考えの中で、今回こういった値下げにしたということは、もう一つ、市民の皆さんにごみの減量化を願うということで、これは、議会からも、ごみの減量化が進んだ場合、その利益還元を市民の方にすべきだという多くの意見がありましたので、これは十分私も、こういった措置が生きてくるのはわかるんですけど、いま一つ、次の目標を定めるために、この辺のところははっきり、やっぱり理念というのか、しておくべきだと思うんですね。

私は前にも、議員提案が前回あった中で、住民福祉の向上というのが我々議員の大きな仕事の大もとだと思っておりますので、そういった値下げに関してはあれでしたが、ただ、議員として、日本国憲法の94条にありますように、議会自体が、地方議会は特に三権分立の中で立法を担当するということから地方自治法の112条を尊重するという、可否同数の中で議長の判断はごもつともだったのかなというほうの考えで、それとはまた裏腹に、ごみの減量化については、何も反対するという立場ではなかったんですけど、手順として踏んだということもありますので、いま一度、小さい袋を使っている方と大きい袋を使っている方は、執行部に関してはどのように分析されているのか、御説明願いたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 今回、若干ではありますが、小さな袋と大きな袋で差をちょっとつけさせていただいたところであります。

今まで3年間の有料化制度をやらせていただいて、収集ごみの、可燃ごみの収集削減率を調べるとともに、もう一つは、ごみ質の調査、これをやっているところであります。

ごみを削減するという一つの大きなウエートを占めているのは、資源ごみと可燃ごみを分けるということでありませうけれども、一方で、ごみ質の調査の重量比較のデータから、数値の設定などを検討して、これからやっていきたいということも考えております。

また、その数値に基づいて、分別の徹底等が見きわめできる段階におきまして、指定ごみ袋料金については、見直しも含めて、基本的な検討をしてみたいと思っております。

先ほども課長からも言わせていただきましたけど、1日1人当たりのごみ量が若干増加しております。そういった中で、ごみ質調査における可燃ごみとして排出されているものの中に、分別収集可能なものが若干あると思われまますので、その辺のことを踏まえまして、分別の周知徹底等をまずはやらせていただきたい、その後で、分別の徹底等が見きわめできる段階で、基本的な見直しを含めて検討させていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼議員。

7番（三鬼和昭議員） 今、ごみの分別収集の徹底ということが出ましたけど、いみじくも私、第何代かわからんですけど、40歳ぐらいのときに、尾鷲市、当時は自治連合会という、その長を務めた折に、ちょうど市が杉田市政で、ごみの分別収集を始めるということで、そのときから、分別収集の成果を上げるために袋の有料化もどうかという話を、自治会と行政において話が出たこともあって、もう既に、磯部でしたか、志摩のほうでは、袋を有料とすることによって、相当な減量を同時にしておったということがあって、その減量した金額、出てきた金額をまちづくり団体に交付するという形を、合理的な形をとっておるというのがあって、現地まで視察に行ったことが今記憶にあるので、もう二十数年前ですけどね。

そういった意味では、今回、市長も常々言っていましたように、リッター当たり1円というのが一番減量になるという、第一歩の段階では、有料化の1リットル当たり1円が功を奏したのかどうかはわかりませんが、有料化して負担を市民の方にしていただいたわけですけど、約3年間で20%近い減量ができ、目指すところは、できたらあと20%ぐらいでも、市民の方々が、行政のほうも、分別については、もっと徹底した指導と、そういった作業というんですか、啓蒙というのも必要だと思うんですけど、できることなら、あと10%でも20%でもやっぱり下げてくださいと、今後、広域でのごみの取り組みをしたときの負担であるとかということの目的を掲げてやっているということがあるので、今後、市民の方々が、このように下げてくださいとなったら、そのごみ袋の有料化についても、最終的にはどれぐらいの、半分なり、目的になったら無料にしてもいいとかというか、そういったお考えとかというのはあるんですか。どうなんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（岩田昭人君） 先ほども言わせていただきましたけれども、市民の皆さんの御協力によって、20%を超える減量をやっていただいた。しかし、ごみ質の調査

を見せていただくと、やはり紙類等で若干、まだ分別の可能性はある。それによって、さらに可燃ごみについては減量も可能だと思われるので、そういったことを見きわめてやっぱり目標値も設定する、そういった中で、ごみの減量化が定着したかどうかも見きわめさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（村田幸隆議員） 7番、三鬼議員。

三鬼議員、大変申しわけないんですが、ちょっと質疑の域を超えておるように思いますので、少し自重してください。

7番（三鬼和昭議員） もう最後にしますけど、こういった減量をするということは、市民の方々にとっても、減額するということは、減量したということの、それについてやっぱり行政も、そのように減量することによって、こういった減額するというのを考えておるのかなという浸透もしていただけるということで、ここ二、三回の議会によって、十分市民の方にも理解していただいたと思うんですけど、またあわせて、やっぱりごみの分別収集の徹底というのが、こういったのとリンクしないと、より進むか進まんかということもありますし、減額できるかどうかということもありますので、ぜひ執行部におかれましても、減額したというのみだけの話ではなく、そういったことにも、することによって全体にこの施策が生きてくると思いますので、ぜひその辺についてはあわせてやっていただきたいと思うんですが、その辺についてお答えください。

議長（村田幸隆議員） 三鬼議員、これ、委員会でその辺のところはしていただいて。質疑ですから。

市長。

市長（岩田昭人君） 今回、こういうような形で値下げをさせていただきましたけれども、さらに市民の皆さんと一緒に、減量効果が出るような施策、あるいは一緒にやっていくような施策、これを市民の皆さんと一緒にやって、さらに減量効果を発揮していただくように努めたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他に御質疑はございませんか。

8番、南靖久議員。

8番（南靖久議員） 質疑ですので、範囲を超えないようにしたいと思います。

先ほど三鬼和昭議員さんのやりとりで、大体、今後の考え方についてはよくわかったんですけども、ただ、市長の答弁の中で、今後はごみ質の調査をした上で、また、ごみの分別を徹底して見直しも考えていきたいということなんですけ

れども、今、市民間の間ではこういったことも言われておるんですわ。

例えば、一般可燃ごみが２年前に有料化されたということで、三重県下の２０市町では、可燃と同様に、資源ごみも有料化のところがままふえてきておるんですね。そういった意味で、市長の紙類等についてどうのこうのという説明がありましたんですけれども、尾鷲市として、一応確認しておきたいんですけれども、今後、資源ごみについては有料化を考えておるのかいないのかという点だけ、１点だけ、ちょっと質疑の範疇を超えるかわかりませんが、それだけ１点だけお願いします。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（竹平専作君） 今の話では、資源ごみの有料化ということで、各市町、取り組んでおるところがあるということでございます。

確かに排出抑制として、資源ごみを有料化するという点については、そういうことも考えられると思いますが、今現在の環境課としての考え方として、今考えている方向性としては、紙類をどうするかということは、当然重点を置いていかなければならないというふうに考えております。

その中で、一つは、高齢者とか、そういった方が常時置けるような紙類の体制もとりたいということも考えて、資源ごみの常設ステーションの設置ということを検討させていただきたいので、今のところ、そういった段階においては、資源ごみの有料化というふうな段階ではまだ考えていないということが現状でございます。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております２議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第３７条第１項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の２議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩をし、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・

第三委員会室において、最初に生活文教常任委員会、生活文教常任委員会終了後、予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、休憩をいたします。

〔休憩 午前 10 時 24 分〕

〔再開 午後 1 時 09 分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 5、議案第 46 号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」から日程第 6、議案第 47 号「平成 28 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について」までの計 2 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 2 議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、生活文教常任委員会、田中勲委員長。

〔4 番（田中勲議員）登壇〕

4 番（田中勲議員） 私ども生活文教常任委員会に付託されました議案第 46 号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」の 1 議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本日午前 10 時 35 分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第 46 号につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

なお、新ごみ処理施設の建設に向けて、さらなるごみ減量への取り組みについて、執行部に具体的な数値、期間等を示してほしいという意見があり、執行部からは、市民に向けた分別方法のさらなる啓発活動を行い、ごみ減量が進んだ場合は、さらなるごみの値下げも考えたいという発言がございましたことを申し添え、委員長報告とさせていただきます。よろしく審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 次に、予算決算常任委員会、奥田尚佳委員長。

〔11 番（奥田尚佳議員）登壇〕

11 番（奥田尚佳議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第 47 号「平成 28 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について」、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本日午前11時30分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案第47号につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村田幸隆議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

6番、濱中佳芳子議員。

〔6番（濱中佳芳子議員）登壇〕

6番（濱中佳芳子議員） 議案第46号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」及び議案第47号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」に対し、反対の立場で討論いたします。

第1回の定例会の反対討論でも申し上げたように、ごみの有料化はそもそも、袋を販売して歳入の確保を図ることが目的ではなく、あくまでもごみ量の削減が目的であると理解しています。

今回の議案提出は、異例のスピード感を持って、第1回定例会に説明された今後の削減策を、さらに詳しく具体的に提案いただきました。その努力には敬意を表したいと思います。しかし、その対策が十分に発揮されるのかは、これからしばらくの推移を見守る必要があるとも感じています。

最初の年度の20%を超える削減は、確かに予想を上回る好成績であることは承知していて、有料化になる際に研究された1リットル1円の効果が最大限にあらわされた結果だと感じています。しかし、その後の推移は下げどまりの感があり、ごみ内容調査から、まだ分別の余地があることが示されています。

市民の皆さんの負担軽減の意味からすれば、現時点での減額は歓迎されることは承知しておりますが、どうしてもごみ量がかさばると思われる子育て中や介護の必要な方、障害をお持ちの方には、既に尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則で、減免が図られています。

袋の製造費やごみ処理の増減とは関係しないことも、当初から説明されていることから、いま一度徹底した分別がなされるための対策、その推移を見守り、本来の目的に向かうために、手数料減額での心理的な緩みを防ぐ必要があると考えることから、以上の理由をもって私の反対討論といたします。

議長（村田幸隆議員） 1 番、真井紀夫議員。

〔1 番（真井紀夫議員）登壇〕

1 番（真井紀夫議員） 私は、議案第 4 6 号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」、賛成の立場で討論をいたします。

ここ 1 カ月の間で 3 回目のごみ条例議案は、議長が市長に進言して、今回の議案提出になったと私は受けとめております。少しでも市民、住民のためになると確信をして議長がまとめたこの条例案を私は尊重し、賛成をいたします。

本来なら、ごみ袋の原価、おおよそ 3 円から 1 0 円ぐらいの費用は、もともとごみを出す住民の負担でありましたが、ごみ処理の費用や手数料等は、市役所が責任を持って処分するという出されておりました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 に定められているとおりであります。

その上で、家庭用ごみ袋の原価や経費に上乘せをして、余分なお金を取るのなら、そのお金、収益はどのように使うのか、市民、住民の御理解をしっかりといただいて、協力金としてお願いするものだと私は思います。そのように市民も受けとめてくれているというふうに現在思っております。

しかし、これまでの実績経過を見ると、一昨年 2 6 年度は 2, 6 0 0 万円の収益があり、昨年 2 7 年度の見込み収益は 2, 8 0 0 万円であります。今回の値下げ条例案をはめて計算をしても、今後 1 年間の収益は 2, 0 0 0 万円を超える見込みとなります。この際、収益金の使い道を今後明白にしていくべきだと考えます。

また、ごみ袋料金に関して、1 リッター 1 円の考え方を安くすると、値段を下げると市民はごみをふやすのではないかと、様子を見なければと市長は何回も言っていますが、けしからん発言だと思います。市民を侮辱していると思います。何があろうと、市長として、市民を最後まで信頼しなければいけないと私はこの際申し上げておきます。

市民の御理解を得られるよう、住民負担が重くならないようにして、また、収益金については、環境美化に使えるよう環境基金の項目を設けて、尾鷲のまちを住みよいまちに、きれいなまちにすることをこの際提言いたします。

今後も、ごみ袋問題等とあわせて、税金や手数料等が他の市町村より重くならないようにしなければならないと考えます。生活しよい尾鷲のまちに努力すべきだと申し上げて、賛成の討論といたします。

議長（村田幸隆議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村田幸隆議員） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第5、議案第46号「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

（起立多数）

議長（村田幸隆議員） 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決をされました。

次に、日程第6、議案第47号「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

（挙手多数）

議長（村田幸隆議員） 挙手多数。

挙手多数であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決をされました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（岩田昭人君）登壇〕

市長（岩田昭人君） 議員の皆様、本日は慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。本臨時会に提出いたしました「尾鷲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」及び「平成28年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の議案2件につきまして、原案どおり御承認賜りま

したことに感謝を申し上げます。

今後、6月からの指定ごみ袋料金の引き下げに向け準備を進めさせていただくと同時に、さらなるごみ減量施策の推進及び市民の皆様への啓発活動についても、あわせて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、年度初めの慌ただしい中、御審議いただきまして、まことにありがとうございました。

簡単ではございますが、本臨時会の閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） これをもって平成28年第2回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1時24分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

署 名 議 員 田 中 勲

署 名 議 員 小 川 公 明